

キャッシュパスポートプラチナ 重要事項及び利用規約一部改訂のお知らせ

平素はキャッシュパスポートプラチナをご利用いただきまことにありがとうございます。
この度、「資金決済に関する法律施行令」「資金移動業に関する内閣府令」が2021年5月1日（土）に改正されるのに伴い、キャッシュパスポートプラチナの重要事項及び発行・利用規約の一部を改定いたします。改定内容については下記をご確認ください。

記

1. 改定内容

■キャッシュパスポート プラチナお申込及びご利用についての重要事項 新旧対照表

改定前	改定後
<p>第1条(銀行等が行う為替取引ではないことの説明)</p> <p>1. 株式会社クレディセゾン(以下「当社」といいます。)が発行するキャッシュパスポートプラチナ(以下「本カード」といいます。)は、銀行等が行う為替取引のための商品ではありません。</p> <p>2.~3.略</p> <p>4.本カードの利用者(以下「利用者」といいます。)の保護のための制度として、資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)に基づき定められた履行保証金制度が設けられています。<u>当社は、本カードの発行にあたり、以下に定める相手方と、履行保証金を保全するための履行保証金保全契約を締結しています。</u></p> <p><u>(相手方の商号)</u></p> <p>株式会社みずほ銀行</p> <p>5.略</p>	<p>第1条(銀行等が行う為替取引ではないことの説明)</p> <p>1. <u>第二種資金移動業者である株式会社クレディセゾン</u>(以下「当社」といいます。)が発行するキャッシュパスポートプラチナ(以下「本カード」といいます。)は、銀行等が行う為替取引のための商品ではありません。</p> <p>2.~3.略</p> <p>4.本カードの利用者(以下「利用者」といいます。)の保護のための制度として、資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)に基づき定められた履行保証金制度が設けられています。</p> <p>5.略</p>

<p>第 2 条(その他本カードの重要事項)</p> <p>1.~2.略</p> <p>3.本カードにより利用可能な金額の上限は海外の店舗で取引代金の決済に利用する場合は 85 万円 (又は外貨相当額)、海外の ATM 機からの引出しをする場合は 15 万円 (又は外貨相当額) まで (いずれも一日当たりの最大額) とします。なお、当社は、利用者が本カードに入金可能な金額、海外の ATM 機からの引き出し可能金額、海外の店舗でのご利用可能金額について、別途限度額を設定する場合があります。</p> <p>4.~12.略</p> <p>13. 本カードの利用は、カード名義人である利用者ご本人のみに限るものとし、利用者は、本カード及びカード情報を第三者へ貸与、預託、若しくは譲渡又は質入その他の担保に供することはできないものとします。</p> <p>新設</p>	<p>第 2 条(その他本カードの重要事項)</p> <p>1.~2.略</p> <p>3.本カードにより利用可能な金額の上限は海外の店舗で取引代金の決済に利用する場合は 85 万円 (又は外貨相当額)、海外の ATM 機からの引出しをする場合は 15 万円 (又は外貨相当額) まで (いずれも一日当たりの最大額) とします。<u>また、利用者が本カードに入金可能な金額は、合計 100 万円 (又は外貨相当額) を上限とします。</u>なお、当社は、利用者が本カードに入金可能な金額、海外の ATM 機からの引き出し可能金額、海外の店舗でのご利用可能金額について、別途限度額を設定する場合があります。</p> <p>4.~12.略</p> <p>13. 本カードの利用は、カード名義人である利用者ご本人のみに限るものとし、利用者は、本カード及び本カードの券面に表示される、<u>カード番号、有効期限、セキュリティコード等 (以下「カード情報」といいます。)</u>を第三者へ貸与、預託、若しくは譲渡又は質入その他の担保に供することはできないものとします。</p> <p>14. <u>当社は、本カードの発行にあたり、以下に定める相手方と、履行保証金を保全するための履行保証金保全契約を締結しています。当社は、1 週間ごとに算定する当社の第二種資金移動業に係る要履行保証額の最高額以上の額に相当する額の履行保証金を、当該算定期間の末日から 3 営業日以内に当該履行保証金保全契約により保全しております。</u></p> <p><u>(相手方の商号)</u> 株式会社みずほ銀行</p>
--	---

<p>新設</p>	<p><u>15.カード残高のうち、為替取引に用いられることがない又はその蓋然性が低いと当社が認める資金については、当社はいつでも、当該利用者に払戻しを要請し、当社所定の方法により、当該利用者から当社へ申告をした金融機関口座に対する振込みにより、当該資金の払戻しを行うことができるほか、当該資金を保有しないために当社が必要と認める措置を講じることができるものとします。</u></p>
<p>新設</p>	<p><u>16.利用者は、本カードを紛失し若しくは盗難に遭った場合、又はカード情報、暗証番号その他の本カードに関する情報が第三者に不正取得された場合、その他カード又はカード情報が第三者に取得された場合（以下「紛失・盗難等」といいます。）及び紛失・盗難等が疑われる場合は、直ちにカードサービスまで連絡するものとします。この連絡がなく又は直ちに連絡がなかったことで利用者が生じた損害については、利用者自身の負担とし、利用者から連絡があった場合でも、紛失・盗難等により第三者に本カード又はカード情報を使用した場合は、次項の規定が適用されるものとします。</u></p>
<p>新設</p>	<p><u>17.利用者が、本カード又はカード情報の紛失・盗難等により第三者に本カード又はカード情報を使用した場合、その行使された利用金額（本カード利用に際し発生する手数料を含みます。詳細はキャッシュパスポート プラチナ発行・利用規約第9条1項（1）、（2）及び（4）に定めています。）は、利用者の負担とします。ただし、本カード及びカード情報の管理状況等を踏まえて利用者に故意又は過失がないと当社が判断した場合は、この限りではありません。</u></p>

■キャッシュパスポート プラチナ発行・利用規約 新旧対照表

改定前	改定後
<p>第7条 (利用目的)</p> <p>1.~3.略</p> <p>新設</p>	<p>第7条 (利用目的)</p> <p>1.~3.略</p> <p><u>4.当社は、利用者のカード残高が為替取引に用いられるものであるかを適時適切に確認するため、当該利用者に対しいつでも、資金の利用目的その他の関連事項を照会することができるものとします。</u></p>
<p>第20条(払戻し)</p> <p>1.~4.略</p> <p>新設</p>	<p>第20条(払戻し)</p> <p>1.~4.略</p> <p><u>5.カード残高のうち、為替取引に用いられることがない又はその蓋然性が低いと当社が認める資金については、当社はいつでも、当該利用者に払戻しを要請し、当社所定の方法により、当該利用者から当社へ申告をした金融機関口座に対する振込みにより、当該資金の払戻しを行うことができるほか、当該資金を保有しないために当社が必要と認める措置を講じることができるものとします。</u></p>

2. 変更日

2021年5月1日(土)

【お客様へのお願い】

2021年5月1日(土)以降、カード残高が100万円相当額を超えるお客様に対して、当社がお客様のカード資金が為替取引に用いられる蓋然性が低いと判断した場合、お客様に対して資金の払戻しをお願いすることがございます。

お問合せ先：カードサービス（24時間年中無休）

日本からお電話の場合：00531-780-221

海外からお電話の場合：詳しくはこちら <https://www.cashpassport.jp/contact-us/>

メールでのお問い合わせ：cardservicesjp@mastercard.com